

「学校における働き方改革取組方針」の改定について

県立学校における働き方改革を一層推進するため、「学校における働き方改革取組方針」を改定しました。

1 改定の趣旨

- 県教育委員会では、令和5年3月に「学校における働き方改革取組方針」を改定し、令和7年度までを取組期間として、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。
- この結果、一定の改善は図られてきたものの、目標達成には至っていないことから、本県が「目指す姿」を実現するため、より具体的な取組を計画的に進めることを盛り込むことで実効性のあるものとなるよう、本方針を改定した。

2 目標・成果指標の達成状況

【子供と向き合う時間の確保】

(目標・成果指標) 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員(管理職を除く。)の割合が80%以上

令和7年度 83.1% (令和4年度 72.5%)

【超過勤務の縮減】

(目標・成果指標) 教員の時間外在校等時間について、原則年360時間以内及び月45時間以内

- ・ 1年間時間外在校等時間の平均 令和7年度 339時間21分※ (令和4年度 353時間6分)
- ・ 月45時間超教員の割合 令和7年度 18.6%※ (令和4年度 20.3%)

※令和7年度の4月から11月までの実績値に、令和6年度の12月から3月までの実績値を加えた推計値

3 改定後の取組方針

【目指す姿】 全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に發揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

【目標】 ○ 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合 … 100%
- ・ 1年間時間外在校等時間が360時間以下の教員の割合 … 100%

○ 「働きがい」に関する目標

- ・ 「仕事にやりがいがある」と感じている教員(管理職を除く。)の割合 … 100%

【期間】 令和8年度から令和11年度まで(4年間)

【取組内容】 次の3つの視点で取組を推進する。

- 教員の業務量の適正化
- 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備
- 教員の健康及び福祉の確保に関する取組